

上尾税務署から 確定申告のお知らせ



所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設します。

確定申告会場は大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合や受付を早めに締め切る場合があります。

期間 2月16日(木)～3月15日(水)

(土・日曜および祝日を除く)
※2月19日(日)および2月26日(日)は開場します。

時間 9時～17時(受付8時30分～)

※申告書の作成には時間を要しますので、16時ごろまでにお越しください。

場所 上尾税務署

※確定申告会場の開設日までは、相談スペースが限られているため、お待ちいただく場合があります。

社会保障・税番号(マイナンバー)制度の導入について

平成28年分以降の所得税及び復興特別所得税や贈与税の申告の際には、マイナンバー

(12桁)の記載、本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

本人確認(番号確認および身元確認)を行うときに使用する書類の例

例1 個人番号カード(番号確認と身元確認)

例2 通知カード(番号確認) + 運転免許証、健康保険の被保険者証など(身元確認)

※控除対象配偶者および扶養親族の方の本人確認書類の提示または写しの提出は不要

公的年金を 受給されている方へ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

※所得税の確定申告が必要な場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

なお、所得税の還付を受けられる場合や確定申告書の提出が要件となっている控除(純損失や雑損失の繰越控除など)の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

また、平成27年分以後は、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給されている方は、この制度は適用されないこととなります。

申告書はご自宅等で 作成できます

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと、自宅等で確定申告書が作成できます。書面で印刷して郵送または

e-Taxで送信(ICカードリーダーの事前準備が必要)のいずれかでご提出ください。

郵送先 〒362-8504 上尾市大字西門前577

○確定申告書等作成コーナーの操作等に関するお問合せ:

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎0570-01

5901(月曜日～金曜日、

祝日等および12月29日～1月3日を除く)

○マイナンバーカードの利用に係るICカードリーダーライ

タの設定、パソコン操作などに関するお問合せ: マイナ

バー総合フリーダイヤル ☎0

120-9510178(マイナバ

ー総合案内の「1」を選択)

(平日9時30分～20時、土日

祝日9時30分～17時30分)

税理士会からのお知らせ

●還付申告相談

税理士および税理士法人が関与していない、年金や給与収入等一定額以内の収入の方を対象に申告相談および申告書の作成を無料で行います。

※申告書用紙や添付書類はお預かりできませんので、郵送または税務署に直接提出(マイナンバー、本人確認書類が必要)をお願いします。

日時 2月2日(木)・3日(金)9時～16時

場所 上尾県税事務所

申 1月23日(月)～27日(金)10時～15時に事前の電話予約が必要です。

●税務相談

小額な所得の申告相談、申告書の作成を無料で行います。

日時 2月1日(水)～15日(水)(土・日曜および祝日を除く)

場所 町内の各税理士事務所

※住宅借入金等特別控除を受ける場合や収入が600万円を超える場合などは、低額な料金が発生する場合がありますので、申込みの際にご確認ください。

対象 次のいずれかに該当する方

- ①年金受給者の方
- ②給与所得者で医療費控除を受ける方
- ③年の途中で退職・就職し、年末調整の済んでいない方など

申 10時～15時(12時～13時を除く)に関東信越税理士会上尾支部へ電話で申し込み。

☎ 関東信越税理士会上尾支部 ☎776-8777

申告に関するお問合せ

上尾税務署

☎770-1800

(自動音声案内)

〒362-8504 上尾市大字西門前577

償却資産の申告は

1月31日(火)までです

税務課固定資産税係内2154

償却資産とは、事業を営む個人（法人）が使用している事業用資産をいいます。

この償却資産は固定資産税の対象となるため、事業主は1月1日に所有する資産の内容を、事業を営んでいる場所の市町村長に申告することになっています。アパート経営や農業経営などでも償却資産の申告対象となるものがありますのでご注意ください。

申告を要する方

償却資産を町内に所有する方、または貸し付けている方 ※平成29年1月1日前1年以内に廃業、解散または課税対象資産がなくなった場合でも整理の都合上、申告書にその旨を記入して提出してください。

償却資産の種類

●構築物Ⅱ広告塔、看板、門、塀、農林業用構築物、露天式立体駐車場設備、舗装その他

土地に定着する土木設備など
●機械および装置Ⅱコンピュ
ーター、工作機械、揚重機、運
搬装置、製造・加工設備、建
設機械など

●車両および運搬具Ⅱブルド
ーザーなど

●工具、器具および備品Ⅱ机
いす、ロッカー、陳列ケース、
電動工具、冷暖房機器、測定
機器、事務機器、医療機器、
きのこ栽培用ほだ木、無人駐
車管理装置、金型など

申告を要しない資産

- ①耐用年数1年未満または取
得価額10万円未満の償却資
産で一時に損金算入または
必要経費に算入したもの
- ②取得価額が20万円未満の償
却資産で一括償却資産とし
て3年均等償却を行っている
もの
- ③家庭用に使用される資産
- ④自動車税、または軽自動車
税の課税対象である自動車、
原付自転車など

電子申告のご案内

インターネットを利用し
た電子申告システム「eL
TAX」（エルタックス）で
償却資産の申告ができます。
詳しくは、町ホームページ
をご覧ください。

平成28年度中学生の「税についての作文」 優秀作品表彰

毎年、国税庁と全国納税貯蓄組合連合会との共催により、租税教育の一環として中学生の「税についての作文」が募集され、優秀な作品について表彰されています。

今年度は、多くの応募作品の中から、町内では次の生徒が表彰されました。（敬称略）

全国納税貯蓄組合連合会会長賞

「納税は未来を創るプロジェクト」福島水柚（南中学校2年）

埼玉県納税貯蓄組合総連合会優秀賞

「ふるさと納税と私たちの暮らし」佐藤美月（伊奈中学校3年）

「命も救う税金」野口結衣（伊奈中学校3年）

上尾税務署長賞

「快適な学習環境」本田祐樹（伊奈中学校3年）

上尾税務署連絡協議会会長賞

「全ての人が幸せに」川崎瑠奈（伊奈中学校3年）

宅地（保留地）公売実施のお知らせ

町では、伊奈中央駅を中心とする伊奈町中部特定土地区画整理事業地内の保留地について次のとおり公売を実施します。詳細については町ホームページをご覧ください。また、パンフレットは都市計画課窓口にて現在配布中です。

保留地の概要

区画数 1区画

面積 206.84㎡

価格 12,782,712円

申込期間 1月10日(火)～19日(木) 8時30分～17時15分

※土・日曜日でも受付します。(10時～16時)

抽せん会 1月22日(日)

問 都市計画課区画整理係内2442・2443

